

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公表番号】特表2018-509470(P2018-509470A)

【公表日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2018-501141(P2018-501141)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	39/02	(2006.01)
A 6 1 K	31/445	(2006.01)
A 6 1 K	31/4545	(2006.01)
A 6 1 K	31/495	(2006.01)
A 6 1 K	31/192	(2006.01)
A 6 1 P	3/02	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/68	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	43/00	1 1 3
A 6 1 P	39/02	
A 6 1 K	31/445	
A 6 1 K	31/4545	
A 6 1 K	31/495	
A 6 1 K	31/192	
A 6 1 P	3/02	1 0 1
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 K	9/20	
A 6 1 K	9/68	

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月18日(2019.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルコールの摂取に伴う症状を抑制するための組成物であって、

アルコール摂取の前に投与するための有効量の医薬組成物を含み、医薬組成物が、

a) 非ステロイド性抗炎症薬及び/又はその塩、並びにb)H₁-抗ヒスタミン薬を含み、

アルコールの摂取に伴う症状が抑制される、

組成物。

【請求項 2】

アルコールが、飲料の形態のエタノールである、請求項1に記載の組成物。

【請求項 3】

非ステロイド性抗炎症薬が、アスピリン、イブプロフェン、ナプロキセン、ジクロフェナク、ジフルニサル、エトドラク、インドメタシン、ケトプロフェン、ケトロラク、メロキシカム、ナブメトン、オキサプロジン、ピロキシカム、サルサレート、スリンダク、及びトルメチンからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 4】

H₁-抗ヒスタミン薬が、フェキソフェナジン、ロラタジン、セチリジン及びデスロラタジンからなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項 5】

非ステロイド性抗炎症薬が、ナプロキセンナトリウムであり、及び、H₁-抗ヒスタミン薬がフェキソフェナジンである、請求項1に記載の組成物。

【請求項 6】

ナプロキセンナトリウムの量が、220mgから880mgであり、及び、フェキソフェナジンの量が、60mgから120mgである、請求項5に記載の組成物。

【請求項 7】

ナプロキセンナトリウム及びフェキソフェナジンが、1単位用量に組み合わせられた、請求項6に記載の組成物。

【請求項 8】

ナプロキセンナトリウム及びフェキソフェナジンが、錠剤、ドロップ又はチューリングガムの形態である、請求項6に記載の組成物。

【請求項 9】

アルコールの過剰な摂取が、0.17%までの血中アルコール濃度をもたらす量である、請求項1に記載の組成物。

【請求項 10】

アルコールの摂取の最大60分前に投与するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項 11】

アルコールの摂取の最大5分前に投与するための、請求項1に記載の組成物。

【請求項 12】

症状が、疲労及び/又は頭痛を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 13】

イブプロフェンの量が、200mgから800mgである、請求項3に記載の組成物。

【請求項 14】

アスピリンの量が、325mgから1000mgである、請求項3に記載の組成物。

【請求項 15】

ロラタジンの量が、10mgから20mgである、請求項4に記載の組成物。

【請求項 16】

セチリジンの量が、5mgから20mgである、請求項4に記載の組成物。

【請求項 17】

デスロラタジンの量が、5mgから10mgである、請求項4に記載の組成物。

【請求項 18】

症状が、渴きを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項 19】

アルコールの摂取に伴う症状を抑制するための組成物であって、

アルコール摂取の前に投与するための有効量の医薬組成物を含み、医薬組成物が、本質的に、

a)220mgから880mgのナプロキセンナトリウム、及び60mgから120mgのフェキソフェナジンからなり、

アルコールの摂取に伴う症状が抑制される、

組成物。

【請求項 20】

a) 非ステロイド性抗炎症薬、及び/又はその塩、並びにb) 非鎮静性H₁-抗ヒスタミン薬を含む医薬組成物。

【請求項 21】

口腔内溶解錠又はドロップの形態である、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項 22】

非ステロイド性抗炎症薬が、アスピリン、イブプロフェン、ナプロキセン、ジクロフェナク、ジフルニサル、エトドラク、インドメタシン、ケトプロフェン、ケトロラク、メロキシカム、ナブメトン、オキサプロジン、ピロキシカム、サルサレート、スリンダク、及びトルメチンからなる群から選択される、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項 23】

非鎮静性H₁-抗ヒスタミン薬が、フェキソフェナジン、ロラタジン、セチリジン及びデスロラタジンからなる群から選択される、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項 24】

非ステロイド性抗炎症薬が、ナプロキセンナトリウムであり、及びH₁-抗ヒスタミン薬がフェキソフェナジンである、請求項20に記載の医薬組成物。

【請求項 25】

ナプロキセンナトリウムの量が、110mgから900mgであり、及びフェキソフェナジンの量が25mgから200mgである、請求項24に記載の医薬組成物。